

保守業務
(今後の対応策等)
「2 障害福祉サービス指定事業者等管理システム保守業務」は、今年度、長期継続契約締結済み。
「1 特別児童扶養手当システム保守業務」は、今年度マイナンバー対応による大幅なシステム改修予定のため、長期継続契約を見送っているが、今後、長期継続契約を行わない場合は、出納局長への協議を確実に行う。

監査対象所属	福祉保健部 医務課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月2日、8月10日
監査の結果	講じた措置

(指摘事項) 1件 (予算1)
1) 医師海外留学資金の貸与契約において、2か年度にわたり支給する契約を行っていたが、債務負担行為の事務手続きが行われていなかった。

(今後の対応策等)
今後は、貸与契約について、留学期間が複数年度におたることも見越して、債務負担行為の事務手続きを行うこととし、再発防止に努める。

(指導事項) 4件 (収入3、財産1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①看護職員修学資金貸付金償還金
過年度分 3,387,500円
平成26年度分 317,800円
合計 先数14件 3,705,300円
②医師修学資金貸付金償還金
過年度分 先数1件1,670,000円

1) (今後の対応策等)
①看護職員修学資金貸付金償還金
次の措置を継続実施した結果、432,800円を削減した。(平成28年1月末現在)
・電話や文書による催告
・随時訪問による納入指導
・債務者の生活状況等に依じた納入指導(分割納付)
・連帯保証人からの回収
また、返還方法が窓口納付に限られ、日中なかなか金融機関に出向けないなどの理由によって滞りとなる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から導入した口座振替(引き落とし)による返還を今年度も推進し、引き続き納付環境の充実を図った。
今後も引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取り組みを粘り強く行う。

②医師修学資金貸付金償還金
本人より「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させ、債務承認による消滅時効の中断措置を行うとともに、毎月、本人より計画的に返還させることとした。
それにより、平成28年1月末現在において、

収入未済額はさらに10万円減少し、157万円となっている。
電話やメール等により、本人に対し、定期的に細かい納入指導を行っているところであり、今後も未収金の削減に努め、収入未済解消に向けた取り組みを粘り強く行う。

2) 看護職員修学資金貸付金償還金について、納入期限後に納入されており、看護職員修学資金貸付条例第11条に基づき、延滞利息が発生しているが、調定されていなかった。

3) 医師修学資金貸付金償還金及び医師海外留学資金貸付金償還金について、収入科目を貸付金元利収入とすべきところ、雑入となっていた。

4) 公有財産の貸付において、平成25年4月から期間を更新したものがあつたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないことがあった。

1) (発生日の検証結果)
医師修学資金貸付金及び医師海外留学資金貸付金については、償還金の収入科目を設定する必要があることが把握されていたため、雑入として処理していた。
(今後の対応策等)
直ちに償還金の収入科目を設定した。今後は、この設定した収入科目で受入をするともに、引継ぎを徹底し、再発防止に努める。

2) (発生日の検証結果)
延滞利息の取扱いは、認識が足りなかったため、返還期限を過ぎて返還のあった償還金についての確認を怠り、徴収をしていなかった。
(今後の対応策等)
山梨県看護職員修学資金の償還金を返還期限までに返還していない11名について、山梨県看護職員修学資金条例第11条の規定に基づき、延滞利息として計31,546円の調定を行い徴収する。
引き続き、返還期限を過ぎた貸与者に対して督促により納付を促すとともに、今後は、返還期限後の返還完了者については、直ちに調定を行い延滞利息を徴収する等、適切な事務手続きに努める。

3) (発生日の検証結果)
平成25年度に契約更新がなされたが、公有財産事務取扱規則に関する引継ぎがなされていなかったこと、後任者が当規則を承知していなかったことが原因であった。
(今後の対応策等)
現契約については、平成29年度に契約期間が満了する。その際に、契約更新手続きと併せて、公有財産事務取扱規則に係る手続きを行うことを引継ぐ。但し、平成29年度以前の当規則に係る手続きを要しない年度においても、確実に引継ぎしていく。

監査対象所属	福祉保健部 健康増進課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月1日、8月10日
監査の結果	講じた措置
(指摘事項) 1件 (収入1)	1) (発生日の検証結果) 報告書未提出であった各事業者に対して、補助年度の翌年度である25年度中に報告書の提出を指導

消費税及び地方消費税に係る仕入れ、控除税額が確定した場合は報告書を提出することが定められている。当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額は平成25年5月に確定していたにもかかわらず、補助事業者からの報告が平成25年度中に提出されていなかった。また、県からの提出依頼は平成26年度末の平成27年2月2日であったため、報告書により確定した補助金の一部返還の測定も6か月以上遅延していた。(合計 467,938円)	<p>(今後の対応策等)</p> <p>当該事業は24年度限りの単年度事業であるが、消費税の仕入れ控除税額に係る報告が必要となる補助事業については、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定後、速やかに事業者が報告書の提出依頼を行うことにより、翌年度中に報告書を提出させるよう課内に周知徹底を図ることで、再発防止に努める。</p>
--	---

<table border="1"> <tr> <td>監査対象所属</td> <td>森林環境部 森林環境総務課</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>平成26年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>平成27年6月18日、7月30日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 社会活動費として資金前渡された香典に対する会葬礼状に添付された現金(100円)については前渡資金出納書の受領に計上し、前渡資金の出納として精算すべきであったが、監査日現在、現金が放置されていた。</p>	監査対象所属	森林環境部 森林環境総務課	監査対象期間	平成26年度	監査実施日	平成27年6月18日、7月30日	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>事務担当者が収入手続きを失念してしまった。(今後の対応策等)</p> <p>平成27年5月29日に過年度れい入処理済み。今後、現金の収入については、チェックシートを作成し、管理する。</p>
監査対象所属	森林環境部 森林環境総務課						
監査対象期間	平成26年度						
監査実施日	平成27年6月18日、7月30日						

<table border="1"> <tr> <td>監査対象所属</td> <td>森林環境部 大気水質保全課</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>平成26年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>平成27年6月16日、7月30日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>大気常時監視自動計測器の製造販売業者による独占禁止法違反事件に関する損害賠償請求 過年度分 先数 1件 750,000円</p>	監査対象所属	森林環境部 大気水質保全課	監査対象期間	平成26年度	監査実施日	平成27年6月16日、7月30日	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>平成25年11月25日に大気自動計測器の製造販売業者3社と和解が成立している。</p> <p>(和解内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社：契約金額の30% (588万4,200円) ・B社：契約金額の30% (126万円) ・C社：契約金額の20% (107万9,400円) を7年の分割弁済 <p>(弁済の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社とB社は、平成25年12月24日まで一括弁済完了。 ・C社は7年(年1回)の分割弁済となっており、毎年期限内に弁済されている。(平成25年、平成26年分は弁済完了、平成27年分については平成27年11月20日納付書を送付済) <p>平成31年まで支払いが続くことから、賠償金が</p>
監査対象所属	森林環境部 大気水質保全課						
監査対象期間	平成26年度						
監査実施日	平成27年6月16日、7月30日						

支払われるよう毎年納付書を送付する等事務処理を適切に行うとともに、ホームページで営業状況を確認する等、不測の事態に備え監視を続ける。

<table border="1"> <tr> <td>監査対象所属</td> <td>森林環境部 環境整備課</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>平成26年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>平成27年6月16日、7月30日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 3件 198,722,057円</p>	監査対象所属	森林環境部 環境整備課	監査対象期間	平成26年度	監査実施日	平成27年6月16日、7月30日	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>過年度分のうち「日向処分場事件」については、債務者が1法人1個人である。うち法人は事業を行っておらず、休眠状態で資産も無い。個人は、行方不明であり、現在も所在確認中である。昨年度は、財産調査により確認した個人の預金18,732円の差押を行った。</p> <p>今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。</p> <p>平成28年1月未現在徴収額 90,971円</p> <p>「大月市内不法投棄事件」については、昨年度4月に債務者の給与51,000円の差押え(第三債務者からの納付)を行った。その後、債務者が就労先を退職して行方不明となっており、現在も所在確認中である。</p> <p>今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。</p> <p>平成28年1月未現在徴収額 921,151円</p>
監査対象所属	森林環境部 環境整備課						
監査対象期間	平成26年度						
監査実施日	平成27年6月16日、7月30日						

<table border="1"> <tr> <td>監査対象所属</td> <td>森林環境部 みどり自然課</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>平成26年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>平成27年6月18日、7月30日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (支出1、契約1)</p> <p>1) 鳥獣センサーに係る借地料の支払で納期限を過ぎているものがあり、延滞金が発生していた。</p>	監査対象所属	森林環境部 みどり自然課	監査対象期間	平成26年度	監査実施日	平成27年6月18日、7月30日	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>今回のミスは支出命令書作成・決裁後、送付された支払案内書で金融機関にて納付することを失念したものであり、担当者単独で支払案内書による納付事務を行っていたことに起因するものである。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は次の再発防止策をとり、複数でのチェックを徹底する。</p> <p>① 職員ポータルシステム登録による管理 件名、納期限を職員ポータルシステムに登録し、自ら確認するとともに担当内で共有し、支払状況を二重確認する。</p> <p>② 納付書払処理票による管理 担当、リーダーが支払案内書の受領、金融機関</p>
監査対象所属	森林環境部 みどり自然課						
監査対象期間	平成26年度						
監査実施日	平成27年6月18日、7月30日						

への持込予定日（納付予定日）を二重確認する。納付書私管理票は担当で閲覧できる場所に掲示し、担当内共有を図る。

2) (発生原因の検証結果)
契約書の内容確認が不十分であった。また、収入印紙の金額については、消費税額は印紙税の記載金額に含めないところを誤って消費税額を印紙税の記載金額に含めたことにより、過大な額の印紙を貼付した。

(今後の対応策等)
毎年の契約の際に契約書に追加すべき内容がないかを確認し、項目に不足がないことを確認する。印紙税の金額については取扱を確認し、適正な額の印紙を貼付する。合わせて複数でのチェックを徹底する。

監査対象所属	森林環境部 森林整備課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月17日、7月30日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済であった。 雑入(土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 過年度分 先数 1件 33,286,050円	1) (今後の対応策等) 納期限までに納入されなかった雑入については、法令の規定に基づく督促を行った上で、文書による納付催告のほか、債務者宅への訪問、呼び出し等を実施するなど、適切な債権管理に努めていたが、平成26年4月3日に債務者が死亡した。 債務者には4人の相続人がいたが、平成26年10月29日までに家庭裁判所が全員の相続放棄申請を受理し、これにより相続人全員の相続放棄が成立した。 資産調査を行ったところ、わずかな財産があることが判明したので、関係課が公法上の債権について回収を行っている。 今後は、関係課と連携し、債権放棄の検討を進める。

監査対象所属	森林環境部 林業振興課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月17日、7月30日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①林業構造改善事業費補助金返還金	1) (今後の対応策等) 【一般会計】 債務者が事業廃止したこと、また保証人2名のうち1名が破産したことから、債務者に対して文書により催告を行うとともに、保証人の追加及び物的担

過年度分 先1件 14,807,804円
②林業構造改善事業費補助金返還金
延納利息
平成26年度分
先数1件 150,852円
【林業・木材産業改善資金特別会計】
①林業・木材産業改善資金
貸付金償還金
過年度分 19,999,000円
平成26年度分 3,000,000円
合計 先数 3件 22,999,000円
②林業・木材産業改善資金貸付金償還金
過年度分 先数 2件 725,582円

保の提供を請求している。
また、残り1名の保証人に対して面談による催告と財産状況の把握を行うとともに、支払計画の提出を請求している。今後も引き続き債権回収に努める。
【特別会計】
債務者3名に対して電話又は面談により催告を行った結果、一部返済があり、過年度分50,000円が償還された。今後も引き続き債権回収に努める。

監査対象所属	森林環境部 県有林課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月16日、7月30日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (収入1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【清里の森】別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費 過年度分 先数1件 2,985,800円	1) (今後の対応策等) 平成25年8月12日に時効中断を図るための訴訟を提起し、同年10月17日に県の請求を全面的に認める判決を得た。平成25年7月1日には、職員による督促を行い、平成27年3月13日には、職員による自宅訪問を実施したが支払いがない状況である。本年度は5月11日に文書による督促を行っているが反応がなく、今年度中に再度の職員による直接訪問を予定している。今後も引き続き債務者への催告、財産等の状況について情報収集に努め、未収金の早期の回収に努める。 2) (発生原因の検証結果) 本件業務は平成28年度中途から変更の可能性があったため、事務担当者が、1年半程度の長期継続契約ではさほどのメリットがないと判断するとともに、長期継続契約がいわゆる「できる規定」であったことから、単年度契約としたものである。 また、出納局への事前協議については、長期継続契約を締結しない場合にも必要であることの理解が不足していたため、行わなかったものである。 (今後の対応策等) 平成27年度の契約については、出納局管理課に協議のうえ、単年度契約とした。 平成28年度中途からの契約については、本件業務の内容変更を踏まえ、長期継続契約とする予定。

監査対象所属	森林環境部 治山林道課
監査対象期間	平成26年度

監査実施日	平成27年6月17日、7月30日	議じた措置
監査の結果		
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 「山梨県山地災害情報システム集落界等データ作成業務委託」及び「山梨県山地災害情報システム砂防データ及び施設点検結果更新業務委託」における契約書において、一部の条項に記載されている業務が保守修理となっており、委託業務の内容と相違していた。	1) (発生日の検証結果) 「山地災害情報システム」上に「集落界等」及び「砂防データ等」のデータを搭載する業務を委託したが、その際、契約書に「山地災害情報システム管理業務」契約書の約款をそのまま流用していた。 (今後の対応策等) 今後は、契約内容と契約書の条項が整合するように精査し、再発防止に努める。

監査対象所属	森林環境部 中北林務環境事務所	
監査対象期間	平成26年度	
監査実施日	平成27年5月25～27日、6月16日	議じた措置
監査の結果		
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円 【恩賜県有財産特別会計】 ①土地貸付料 過年度分 19,376,714円 平成26年度分 6,227,901円 合計 先数 23件 25,604,615円 ②違約金及び延滞利息 過年度分 2,408,155円 平成26年度分 166,098円 合計 先数 26件 2,574,253円 ③雑入(和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金)の支払い請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 569,930円	1) (今後の対応策等) 【一般会計】 平成15年度分 1件 60,107円及び平成16年度分 1件 14,317円については、毎年、債務者に文書で督促を行っており、今年度は居住地に赴き、状況を確認する中で納入を促している。 2件とも、債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、不納欠損処理に向け関係課と協議を進める。 【恩賜県有財産特別会計】 「清里の森」を除く県有地の貸付において、違約金及び延滞利息(平成26年度分) 1件 9,291円について回収した。 土地貸付料(過年度分) 1件 1,879,976円、(平成26年度分) 1件 1,879,976円、違約金及び延滞利息(平成26年度分) 1件 108,386円については、債務者が債務整理手続きに入っており、関係者と協議を重ねて今後の方針を検討中。 土地貸付料(過年度分) 1件 235,551円、違約金及び延滞利息(過年度分) 1件 10,154円については、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。 また、「清里の森」の貸付において、土地貸付料(平成26年度分) 4件 1,794,838円、(過年度分) 1件 598,652円、違約金及び延滞利息(平成26年度分) 7件 22,436円、(過年度分) 3件 50,702円について回収した。 「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、次のとおり催促を行っており、引き続き回収に向け努力する。

監査対象所属	森林環境部 峡東林務環境事務所	
監査対象期間	平成26年度	
監査実施日	平成27年5月18～19日、6月11日	議じた措置
監査の結果		
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 240,476円 ②公正入札違約金 過年度分 先数 2件 23,273,250円	1) 「納入通知書」(納期限7月末)を送付しても納入されない場合には、 ・納期限後20日経過時に「督促状」の送付 ・指定期限2カ月経過時に電話等による支払催告 ・指定期限後5カ月経過時に「督促に関する通知」の送付 ・滞納繰越(10カ月)時に「納付書」の送付 ・滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上の該当者に「催告書」及び「最終通告書」の送付等により納入を促している。 これらの督促後、なおも納付されない場合は電話督促を続けることとし、議会の議決を経て「訴訟手続き」に移行し対応している。 2 「滞納が1年以下であり、滞納が累積していない滞納者」については、適宜電話をかけ、早期納入と滞納が累積しないよう指導している。 3 提訴の対象となる「滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上」の対象者については、電話督促を行いつつながら事情を聴く中で、滞納原因をつきとめ、権利譲渡による精算や分納による納付促進等、解決策を提示する等きめ細かな対応に努めている。 4 延滞違約金の未収金については、延滞違約金の支払いに反発を抱いている者もいることから、延滞違約金の趣旨等を説明するとともに支払いを求めて粘り強く認得している。

監査対象所属	森林環境部 峡東林務環境事務所	
監査対象期間	平成26年度	
監査実施日	平成27年5月20～22日、6月15日	議じた措置
監査の結果		
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 240,476円 ②公正入札違約金 過年度分 先数 2件 23,273,250円	1) (今後の対応策等) ① 平成18年度発生時からこれまで文書催告及び臨戸により督促を行っているが、会社が倒産し、実態がない状態であり回収できていない。 今後同様の債権を持つ関係部署と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を継続する。 ② 2社中1社は会社が倒産し、破産申請手続の準備中であり、もう1社は会社を解散し、清算段階の状況。いずれも督促を続けているが回収できていない。 今後同様の債権を持つ関係部署と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を継続する。

監査の結果

講じた措置

1) 電柱敷等の継続使用許可を行っている土地について、行政財産使用許可指合書に所在地の地番を特定しないまま使用許可を行っているものがあつた。また、公有財産の移動報告がされおらず、貸付簿が作成されていないものがあつた。

1) (発生原因の検証結果)
行政財産使用許可書に地番が記載されないまま、許可を行っていた点は、継続手続きの際に以前と同様の記載とした結果、地番が抜けました。
次に、公有財産台帳の移動報告がされておらず、貸付簿が作成されていたことについては、使用許可の継続であり、前年踏襲の事務処理を行ったことが原因となり発生した。
(今後の対応策等)
使用許可した物件については、林道敷地内の位置確認を行い、地番を明確にしていく。今後は、許可書に必要な事項をもれなく記載していく。また、今後、許可審査時には、複数の目で確認する等、チェック体制を強化していく。
現在許可しているものは、公有財産移動報告を主幹部長あてに、平成27年11月26日付けで提出済みであり、現在、貸付簿の作成を行っている。また、今後、公有財産(使用許可)に変更が生じた場合は、速やかに移動報告を行う。

2) 大柳川上流小規模治山工事において、段階確認すべき項目のうち、谷止工面袖埋め戻し部の出来形の寸法確認は行っていたが、出来形に係る段階確認が行われていなかった。

2) (発生原因の検証結果)
大柳川上流小規模治山工事の谷止工面袖埋め戻し部について、段階確認が行われていなかった点については、監督員が現場立ち回い時に必要な出来形寸法の確認を行ったものの、請負業者からの書面での段階確認依頼と段階確認の履行がないこと気づかないまま、工事完了に至ってしまった。
(今後の対応策等)
今後は、工事開始時に段階確認項目を請負業者と監督員双方で確認したうえで、定められた手順により段階確認を行う。

監査対象所属	森林環境部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年5月25～26日、6月16日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (収入1、財産1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事契約解除に伴う違約金 過年度分 先数 1件 113,400円	1) (今後の対応策等) 委託業者が銀行の不渡りを2回出し、事実上の倒産をした。債務者(代表取締役)は不渡りをした直後から行方が分からなくなり、債権回収が進んでいない状況である。 平成27年10月から11月にかけて、債務者(代表取締役)の子と面談することが出来たが、債務者の行方は分からないままとなっている。 当該債権は法人に対するものであるため、代表取締役以外の取締役に対しては違約金の支払いを求め

2) 電柱敷等の継続使用許可を行っている土地について、公有財産台帳に記載されていないものがあつた。また、公有財産の移動報告がされておらず、貸付簿が作成されていないものがあつた。

ることができるのか、時効の援用には取締役全員の主張が必要なのかといった疑義照会を、現在出納局会計課に行っているところである。
今後は、出納局会計課からの回答内容によっては、他の取締役への債権回収または代表取締役の居所等の状況確認を進める。
2) (発生原因の検証結果)
公有財産の使用を許可した際に、移動報告の手続きが必要であることを失念していたため。
(今後の対応策等)
公有財産台帳に記載されているものについては、公有財産の移動報告の手続きを進めている。
公有財産台帳に記載されていないものについては、地籍図上、道路であり、林道台帳により管理されているため、移動報告は行わない。
(他の法律等で規定され台帳等で管理しているものについては、公有財産台帳に載せる必要はない旨を管財課財産担当に確認した。)

監査対象所属	産業労働部 産業政策課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月12日、7月14日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (財産2)	
1) 公有財産の使用許可事務において、平成25年4月から期間を更新したものがあつたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。また、借受財産について、借受期間を更新したものと借受財産の所有者を変更したものがあつたが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 担当職員が公有財産の管理業務に対する理解が不十分であったため、移動報告に漏れがあつた。(契約行為と移動報告を別取案で行っており、手続き漏れに気付かなかつた。) (今後の対応策等) ・総務部長へ移動報告を実施。 ・契約行為後すぐに移動報告行為が行えるよう、課全体でチェックする体制を整える。 ・公有財産台帳を印刷し、借受財産の管理に利用、もれなく移動報告を行う体制を整える。 2) (発生原因の検証結果) 管財課からの事務連絡に記載された変更が必要な事例のうち、使用料において消費税等相当額を加算している指合書については、変更手続きを行っていないが、本事例については処理を行っていたため、事務連絡への理解が不十分であったため、対応漏れがあつた。 (今後の対応策等) ・使用許可指合書の変更を実施。 ・関係機関からの事務連絡などについて、求められた作業に漏れないか、すべての財産の状況を一覽表で管理し、課全体でチェックする体制を整える。また、事務連絡を引継書に添付する。

監査対象所属	産業労働部 商業振興金融課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月9日、7月14日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)	1) (今後の対応策等) ①中小企業高度化資金貸付金償還金について 債権管理回収業務の委託業者と連携を図りながら、主債務者との交渉を行った結果、平成27年4月1日から平成28年1月末までに計6回、各316,832円(合計1,900,992円)の償還を受けた。収入未済の残額については、抵当権の実行及び資料差押えにより回収を図る。 平成28年1月末時点 2件 残高 201,075,248円 ②中小企業高度化資金連約金について 平成27年7月27日に連帯保証人が完済 平成27年7月27日に連帯保証人が完済 ③小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 過年度分 先数 8件 23,785,500円

監査対象所属	産業労働部 成長産業創造課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月10日、7月14日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	1) (今後の対応策等) 事業者の業績が芳しくなく、一括返還が出来なかったため、分割による返還を受けることとなった。事業者の業況が劇的に好転することは考えにくい。ため、これまでと同様に電話や訪問により良好な関係を保ちながら、定期的に支払いの催促を継続する。金融機関などからの新規借入れの際や、業況の回復により資金繰りが改善したと判断される場合には、一括返還を求める。 2) (発生原因の検証結果) 契約書上は委託事業者からの実績報告書の提出期限は年度末であったが、山梨県補助金等交付規則で実績報告書の提出期限が翌年度4月10日などとしてられていることから、今回の委託事業と補助金交付と

監査対象所属	産業労働部 地域産業振興課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月10日、7月14日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (支出1)	1) (発生原因の検証結果) 補助金交付要綱第8条第1項但し書きにおける「補助事業に影響を及ぼさないと認められる軽微な変更」であると判断し、変更承認申請書の提出不要とした。 (今後の対応策等) 今後は、補助金交付要綱に則り、適正な事務処理に努める。

監査対象所属	産業労働部 産業集積課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月11日、7月14日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)	1) (今後の対応策等) ①について 山梨県産業集積促進助成金返還金については、債権者の申請に基づき、地方自治法施行令第171条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行われている。 平成26年度末までに216,500,000円が返還され、今年度も500,000円が返還されたが、平成27年5月8日付けで破産手続が開始されたため、県債務の1,360,000円を残高と相殺して、現在の未収金額は15,041,000円となっている。 今後は、法的手続に沿って処理を進める。 ②について 上記の履行延期の承認の際、助成金返還を優先させることを承認しており、延滞金及び加算金の納付については、助成金返還後に県と協議を行うこととなっている。併せて助成金の返還要請の際に、延滞金及び加算金の納付も要請している。 しかし、上記のとおり破産手続が開始されたことから、今後は法的手続に沿って処理を進める。

監査対象所属	産業労働部 産業集積課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月11日、7月14日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)	1) (今後の対応策等) ①について 山梨県産業集積促進助成金返還金については、債権者の申請に基づき、地方自治法施行令第171条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行われている。 平成26年度末までに216,500,000円が返還され、今年度も500,000円が返還されたが、平成27年5月8日付けで破産手続が開始されたため、県債務の1,360,000円を残高と相殺して、現在の未収金額は15,041,000円となっている。 今後は、法的手続に沿って処理を進める。 ②について 上記の履行延期の承認の際、助成金返還を優先させることを承認しており、延滞金及び加算金の納付については、助成金返還後に県と協議を行うこととなっている。併せて助成金の返還要請の際に、延滞金及び加算金の納付も要請している。 しかし、上記のとおり破産手続が開始されたことから、今後は法的手続に沿って処理を進める。

監査対象所属	産業労働部 労政雇用課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月10日、7月14日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 1件 (支出1)	1) (発生日の検証結果) 市町村からの実績報告の提出が遅れていたが、遅れた理由や当該の対応も分かるような説明資料が添付されていた。事業の進捗状況の把握が不十分であったため、市町村への実績報告書の提出督促が遅れた。 (今後の対応策等) 市町村に対し、補助金交付要綱に基づき、実績報告の報告期限を遵守するよう指導するとともに、期限が近づいたら、市町村に対し、提出を促すようにし、再発防止に努める。
-----------------	--

監査対象所属	産業労働部 産業人材課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月9日、7月14日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 1件 (財産1)	1) 旧都留高等技術専門校跡地における公有財産使用許可に係る所管課については、平成26年6月1日付けで産業人材課からリエア推進課に移管となったが、当該土地における公有財産使用許可3件について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。 (今後の対応策等) 公有財産使用許可3件(屋外拡声器、消火栓、電柱数)に係る所管課変更に伴う移動報告を速やかに行った。 今後、所管課変更に伴う公有財産使用許可があった場合は、たとえ臨時的なものであっても、移管の手続きと併せて公有財産事務取扱規則に基づく移動報告を行うよう徹底を図る。
-----------------	---

なされおらず、公有財産台帳が作成されていなかった。	(今後の対応策等) 直ちに公有財産事務取扱規則第50条に基づき移動報告を行った。今後は、公有財産関係例規等に基づき、適正に事務処理を行う。
---------------------------	--

監査対象所属	観光部 観光企画・ブランド推進課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月19日、7月23日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 1件 (契約1)	1) 山梨観光情報集2015秋・冬版資料作成業務委託において、契約書に添付された委託仕様書に、必要とされるCD-Rの枚数と異なる数を誤って記載していた。 (今後の対応策等) 今後は、契約書や仕様書の内容について、複数の職員によるチェックを行う。
-----------------	--

監査対象所属	農政部 農政総務課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月24日、8月25日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 1件 (給与1)	1) J R 使用による旅費において、往復一区間かつ片道601km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていないものがあった。 (今後の対応策等) 直ちに適正な旅費に改め、過払いとなった旅費について、該当者から返還を受けた。 また、今回の指導を受け、庁内の旅費支給に係るマニュアルなどを参考に、割引制度の適用の可否や、合理的経路であるかなど、注意すべき確認項目について改めてリスト化し、チェック体制の強化を図る中で、再発防止に努めている。
-----------------	--

監査対象所属	農政部 花き農水産課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月23日、8月25日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 2件 (財産2)	1) 公有財産の使用許可事務において、平成26年4月から期間を更新したものがあったが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。 (今後の対応策等) 直ちに公有財産事務取扱規則第50条第2項に基づき貸付(使用許可)移動報告書により報告した。
-----------------	---

監査対象所属	観光部 観光企画・ブランド推進課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月19日、7月23日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 1件 (財産1)	1) 仮施設(建物)として貸付している財産について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が
-----------------	--

2) 電力供給設備及び電気通信施設に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指図書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。

2) (発生原因の検証結果)
行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指図書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかったのは、使用許可の更新をする際、通達を熟知していなかったことによる。

(今後の対応策等)
山梨県指令花第11号及び山梨県指令花第1724号をもって使用許可した行政財産目的外使用許可について、使用料の額は法令等の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、適正な額に改定することがある旨の許可条件の変更を行った。なお、契約の相手方からの異議申し立てはなかった。

今後は、更新許可事務にあたり条項の記述漏れのないようにするため、案内で共有する貸付(使用許可)に係る公有財産の一覧表に留意事項として附記し、再発防止に努める。

監査対象所属	農政部 農業技術課 (担い手対策室)
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月23日、8月25日
監査の結果	議じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)	1) (発生原因の検証結果) 昨年度の定例監査において、督促状の発付の遅延について指導事項とされたことに伴い、規則に定められた手続きを確実に行うよう案内に周知したが、徹底されていなかった。これは、単なる注意喚起にとどまり、再発防止策に具体性が欠けていたことが原因である。 これにより、これまでに未収金の発生していない業務の担当者に対して、未収の場合の債権管理の事務手続き(収入事務は納入通知書を送付しても所管課の事務処理は完結せず、納入通知書発行後も納期限後に収入済みを確認し、未収があれば督促状の発付、その後の納入交渉、納入後の違約金又は遅延利息の納付の要否等)が必要になることの認識とそのチェック方法や体制などの対策を十分に徹底できずに、再発防止できなかった。 (今後の対応策等) 本年度の定例監査(予備監査)において指摘を受けた後、再発防止に係る職場研修(過去5年間の当該の指摘・指導事項、督促状の法的意義を含めた税外収入の債権管理の手続きなど)を実施するとともに、規則に定められた手続きを確実にし、それをチェ

(指導事項) 2件 (収入1、物品1)

1) 借入について、次のとおり収入未済があった。

① 農業改良資金貸付金償還金
過年度分 先数12件
122,423,635円

② 農業改良資金貸付金償還金連約金
過年度分 17,393,825円
平成26年度分 5,551,636円
合計 先数17件 22,945,461円

③ 登録品種の利用権の許諾に係る利用料
平成26年度分 先数1件 767円
④ 青年就農給付金交付事業費補助金の返還金に係る延滞金
平成26年度分 先数1件 80,320円

2) 財務規則第243条に定める郵便切手預受払簿について、月毎に作成した受払簿の一部に記載漏れがあり、期末残高が現物有高と相違していた。また、平成27年4月以降の受払簿が作成されていなかった。

1) (今後の対応策等)
収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施している。その中で、長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行っており、今後も引き続き早期返済を促していく。また、新たな長期延滞債務者の発生を防ぐために、新規延滞者や延滞が懸念される借受者に対しては早期の連絡等の対応を行う。
平成28年1月末現在、償還金延滞者12名から1,393千円を回収し、違約金延滞者7名から175千円を回収し、1名が返済となった。
登録品種の利用権の許諾に係る利用料は、平成27年6月23日収入済となった。青年就農給付金交付事業費補助金の返還に係る延滞金は、平成27年11月2日収入済となった。

2) (発生原因の検証結果)
担当者による手書きの切手の使用内容は正確に記録されていたが、その後、電子ファイルに入力して印刷した郵便切手受払簿は、入力の際の転記ミスや、受高・払高・残高欄を修正せず、前年度のまま印刷したため、残高に誤りがあった。
また、平成27年度については、担当者が記載した手書きの使用内容は残っているが、ファイルにその内容を入力し印刷していなかったため、受払簿が

ない状態であった。
また、上記を確認する体制も十分ではなかった。
(今後の対応策等)
当課の郵便切手は、金額も少なく、支払は年間2～3回であり、手書き及び手計算でも対応可能なため、手書きにより完結するような受払簿にて管理することに対応する。

監査対象所属	農政部 中北農務事務所
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年5月14～15日、6月9日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (財産2) 過年度分 213筆	1) (今後の対応策等) 未登記が発生しないよう現年度の登記を確実に実施するとともに、過年度の未登記の解消について、本人への相談手続きや抵当権抹消の要請、市や町への境界確認等の協力依頼など、未登記解消に向け努力していく。 なお、今年度、換地処分の登記が完了したため、平成14年度に未登記となった3筆を解消した。 (2) (発生原因の検証結果) 「行政財産使用料等の算定について(通達)」に定めのある「起算日に応答する日」の解釈に誤りがあったため。 (今後の対応策等) 使用料の算定にあたっては、「行政財産使用料等の算定について(通達)」を確認しながら、誤りのないよう十分注意を払う。 なお、今回、徴収不足となっている使用料179円については、平成27年6月15日に収納した。

監査対象所属	農政部 秩東農務事務所
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年5月13～15日、6月9日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 6件 (収入1、財産1、工事4) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 45,867円 ②公正入札違約金 過年度分 先数 2件 9,964,500円	1) (今後の対応策等) ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 債務者は既に事業を廃止しており、また高齢であるため全額を支払う能力もない状況であるが、引き続き文書及び訪問による催告を継続するとともに、分割納付についても指導する。 ②公正入札違約金 債務者は2件ともに事業を行っており、資力の回復は見込めない。また支払能力も無いことから全額の一括回収は困難ではあるが、引き続き粘り強く

2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 198筆 平成26年度分 82筆 合計 280筆	督促等を継続するとともに、分割納付についても指導する。 2) (今後の対応策等) 過年度分 198筆から196筆、平成26年度分 82筆から11筆に解消した。 「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。 3) (発生原因の検証結果) (今後の対応策等) ホストコソンの位置の変更について、現場代理人と監督員との協議がなく施工された。このため、工事内容に変更が生じる際は、現場及び書面での内容を確認し、速やかに工事打合せ簿を作成し決裁を受けよう徹底する。
3) 富吹川左岸地区幹線道路4工区舗装工事において、施工時に交差点に設置するボストコソンのうち1基の位置を工事区域内の別の交差点に変更していたが、現場代理人と監督員との間で協議がなされずまま、変更して施工されていた。	
4) 八幡西地区農道2号・3号舗装工事において、施工延長を変更していたが山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されていた。	4) (発生原因の検証結果) (今後の対応策等) 施工延長の変更について公表する際の確認が不足していた。このため、変更契約書の審査時に記載内容の確認を徹底するとともに、公表前には公共システムへの入力に漏れがないよう、再度複数人でのチェックを徹底する。
5) 岩手地区農道5号・用排水路3号舗装工事において、舗装止工の床掘の段階確認に係る工事打合せ簿が作成されていなかった。また、段階確認表に舗装止工の床掘の段階確認が記載されていなかった。	5) (発生原因の検証結果) (今後の対応策等) 工事打合せ簿の作成漏れ、段階確認表の記載漏れがあつた。このため、工事内容に変更が生じた際は「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」の規定に基づき、適切な時期に工事打合せ簿を作成するとともに、段階確認表等の工事関係書類については、記載漏れがないよう担当者及び請負者に徹底する。
6) 八幡地区八幡農道舗装工事において、建設リサイクル法の対象工事のため、特記仕様書に建設リサイクル法の対象工事と記載していたが、指名通知書には建設リサイクル法の対象外の工事として記載されていた。	6) (発生原因の検証結果) (今後の対応策等) 指名通知書の記載がチェック不足により誤っていた。このため、公共システムへの入力値に漏れがないよう複数人でチェックするとともに、支出負担行為の同時には、出力された記載内容の確認を徹底する。

監査対象所属	農政部 秩南農務事務所
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年5月11～12日、6月4日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (財産1) 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 136筆 平成26年度分 62筆 合計 198筆	1) (今後の対応策等) 平成26年度分については、積極的に手続きを進め解消した。 過年度分については、未登記原因の調査を行うとともに原因に応じた対策を講じ、その解消に努めている。今後も「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。

監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年5月11～13日、6月5日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 4件 (財産1、工事3) 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 6筆	1) (今後の対応策等) 相続人間のトラブルによる相続未了や、隣接土地所有者から境界の同意が得られないことによる境界未確定が主な原因である。 今後も継続的に調査等を実施し、引き続き未登記土地の解消を図っていく。 耕地課策定の過年度未登記処理方針により、取得から20年以上経過した案件については、農政部長との協議・承認を経て「登記対象外」に分類し、未登記台帳から除外することとされており、平成6年度取得の2筆について除外の可否を検討していく。 また、土地改良財産の適正な管理の観点から、未登記土地も含めた市町村への財産譲与を促進していく。 新規未登記土地の発生を防止するため、用地買収に当たっては、早期に用地調査及び用地交渉を実施する。 2) (発生原因の検証結果) 本工事については年度内完成の予定であつたが、平成26年2月の大雪により年度内完成が困難となつた。このため、事故繰越を国に申請したが、その際、繰越額を最小限に抑えるため、出来形検査を行い、部分払いを実施することとした。 工期延期の打合せは出来形検査請求の前から行つていたが、事故繰越工事の国からの承認が3月31日であつたことから、打合せの作成、変更契約の締結を3月31日付けで行い、出来形検査請求は工期延期の契約前となつた。 (今後の対応策等) 今後は請負業者が中間前金払いを選択した事故繰越工事で、部分払いを実施する場合は、出来形検査請求前に工期延期について請負業者と協議し、国からの繰越承認後に工期延期を行う旨の打合せ簿を作成した後、出来形検査請求を行う。 3) (発生原因の検証結果) 第2回変更契約で、工事金額の増額変更及び工期延期を行い、事前に変更内容について協議し、打合せ簿を取り交わしたが、チェックが不十分であつたため、その中に工期延期に関して記載しなかつた。 (今後の対応策等) 本年度から変更契約時のチェックリストに変更内容に対する打合せ簿の確認の項目を追加し、変更内容、打合せ簿に整合性があるかの確認を行っている。 4) (発生原因の検証結果)
2) 六月北部地区奈良子鳥獣害防止施設設置工事において、積雪の影響により現地作業の不測の日数を要したため、事故繰越の手続きを行い、3月31日付けで工期延長に伴う変更契約を締結している。当初契約時に中間前金払を選択しているため「公共工事の中間前金払制度の導入について(平成11年10月6日付け土総第10-1号)」に基づき年度末の出来高に対する部分払を行ったが、部分払に伴う出来形検査を3月20日に実施した際、当該工事が繰越に係る工事であることが合意された書類がなかつた。	
4) 小菅地区鳥獣害防止施設設置工事及	

監査対象所属	県土整備部 県土整備総務課 (美しい県土づくり推進室、建設業対策室)
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月21日、8月21日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 5件 (収入1、給与1、物品1、契約2) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数1件 13,952円 2) 非常勤嘱託職員に係る所得税の源泉徴収事務において、扶養親族等の数に誤りがあり所得税を過大に控除していた。平成26年分については年末調整において全額還付済みであるが、1月以降も扶養親族等の数を訂正せず、必要のない控除を継続していた。	本工事は平成25年度発注の繰越工事で、平成26年3月に変更契約を締結した。この時点では、工期延期について、公共事業管理システムへの入力が必要であつたが、工期を設定すれば自動的に入力され、情報公開システムに記載されると勘違いし、これを行なかつたため記載されなかつた。 (今後の対応策等) 工期延期について、平成26年6月から工期を設定すれば自動的に情報公開システムに記載されるように、公共事業総合管理システムが変更された。
1) (今後の対応策等) 債務者が破産手続き中であるため、債権者集會に全て参加し、財産の状況を確認するなど、徴収できるように努めているところである。	
2) (発生原因の検証結果) 非常勤報酬の支払いを受けていた職員は障害のある職員であつたが、扶養親族はなかつたため、扶養親族なしとして例月所得税控除を行つていた。しかし、障害のある職員の場合、源泉徴収控除表(国税庁)によると、給与等の支払を受ける人が、障害者の場合には、その該当する数を扶養親族に加えることとされており、扶養親族がいなくても扶養親族1人となり、所得税の控除は必要なかつた。 平成26年分の所得税については、年末調整で全額返還したが、1月以降も誤りに気付かず、過大に控除していた。 (今後の対応策等) 平成26年分の所得税については、年末調整で還付している。8月分からは所得税の控除を改め、すでに過分に控除してしまつた1月から7月までの所得税については、今年の年末調整で還付する。 今後は、法令・制度を改めて見直し、適正な源泉徴収事務を図ると共に、今回の誤りを事例として残し、再発防止に努める。 3) (発生原因の検証結果) 総務担当以外の切手購入について把握していなかつたため、受払簿への記載が漏れてしまつた。また、切手購入者が、受払簿へ登載することを承知していなかつた。 (今後の対応策等)	
3) 平成26年4月に購入した郵便切手について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載されていなかつた。	

階確認工程表が提出されていないかつ

(今後の対応策等)
職員に対し、段階確認に係る事務処理について、
不備がないよう徹底した。

監査対象所属	県土整備部 道路管理課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月17日、8月19日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (契約1)	1) (発生原因の検証結果) 長期継続契約に係る運用通知の内容を理解してい なかつたため、出納局長への協議を行っていきなかつ た。 (今後の対応策等) 今後はチェック機能を強化するとともに、「山梨県 長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例の運用について」の通知に則り適正な契約事務 の執行を図る。

4) 経営規模等評価申請書データ入力業 務委託契約は単価契約であるが、契約 書の違約金条項の記載が単価契約の ものとなっていないかった。	4) (発生原因の検証結果) 契約書(案)の記載内容については、出納局管理 課が定める「支出負担行為同一チェック表」により 「違約金に関する事項が記載されているか」否かの 確認を行ったが、その内容が単価契約のものである か否かまでの確認は行わなかった。なお、本業務委 託は円滑に遂行されたため、違約金の発生はなかつ た。 (今後の対応策等) 平成27年度の契約については、平成27年3月 31日付け出管第2138号出納局管理課長通知 「委託、物品購入等契約書の標準様式の作成につい て」に基づいて、違約金に関する条項を単価契約の ものとした。 今後は、契約書の内容について適切に確認を行う。
5) 長期継続契約の対象となる委託契約 について、単年度契約が行われていた が、「山梨県長期継続契約を締結する ことができる契約を定める条例の運 用について」の通知に基づく出納局長 への協議が行われていないものがあ った。	5) ○県土整備総務課 (発生原因の検証結果) 当該契約は、出納局への協議は行わずに、契約の 相手方の意向により、単年度契約としていた。 (今後の対応策等) 平成28年度以降の契約期間について再度検討 し、引き続き単年度契約とする場合には、事前に出 納局へ文書により協議する。 ○建設業対策室 (発生原因の検証結果) 「山梨県長期継続契約を締結することができる契 約を定める条例の運用について」を斟酌した結果、 当時から、担当者の判断により、「することができ る。」と考えていた。長期継続契約の必要がないもの については、出納局への協議をせずに、予算の定め るところに従い通常の単年度契約で行っていた。 (今後の対応策等) 長期継続契約ができる契約について、今後、単年 度契約を締結する場合は、出納局に協議する。

監査対象所属	県土整備部 道路整備課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月17日、8月19日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (工事1)	1) (発生原因の検証結果) 請負者が段階確認に係る事務処理の内容を理解し ていなかったこと、並びに発注者も確認を行ってい なかつた。

監査対象所属	県土整備部 治水課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月14日、8月19日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済 があつた。 ①河川工事等原因者負担金 過年度分 先教1件 35,457,250円 ②雑入(土砂の不法投棄に係る不当 利得の返還請求) 過年度分 先教1件 122,630,985円
1) (今後の対応策等) 納期限までに納付されなかつた当該負担金等につ いては、法令の規定に基づく督促を行ったうえで、 面談や文書による納付催告のほか、債務者の財産調 査を実施するなど、適切な債権管理に努めてきたが、 平成26年4月3日に債務者が死亡。家庭裁判所が 平成26年10月29日までに相続権利者4人全員 の相続放棄申述を受理したことを確認済みである。 また、現段階で相続財産管理人は選任されていない。 財産調査は、平成26年12月に債務者について、 平成27年6月に債務者の高親についてそれぞれ実施 した。これらの財産調査の結果に基づき、債務者 の預貯金計61,468円を差押え、平成27年11月ま でに、その全額を回収した。このほか、信用金庫へ の出資金を差押済であるが、現段階では回収可能額 が確定しておらず、その額も含めて信用金庫からの 回答待ちであるため、回答を得たうえで適切な処置 を行う。 今後も関係課と連携し、現状以上の弁済の見込み の有無等を勘案しながら、協議を進める。	

監査対象所属	県土整備部 都市計画課 (下水道室)
監査対象期間	平成26年度

監査実施日	平成27年7月14日、8月21日	謹じた措置
監査の結果		
(指導事項) 1件 (物品1)	1) 指定管理者に管理委託している備品の全て及び都市計画課が使用している備品の一部について、財務規則第151条関係運用通知による現品確認が行われていなかった。また、指定管理者に管理委託している備品について、過年度において帳簿と現品とに相違があることを確認していたが、返納等の処理が行われていないものがあった。	1) (発生原因の検証結果) 現品確認については、通知に添付された帳簿に掲載されている一部の備品のみを現品確認すればよいものと思いついてしまった。 また、指定管理者に管理委託している備品の現品確認は、指定管理者の更新時に行っているが、更新手続きと重複してしまい適切に処理できないものがあった。 (今後の対応策等) 現品確認については、今年度は財務規則第151条関係運用通知により適正に処理した。また、今後も同様に処理する。 また、返納等の処理については、今後は、備品の返納や棄却等の必要が生じた場合には遅滞なく手続きを行うとともに、併せて、財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認時においても、備品原簿と現品に相違があった場合には、速やかに返納や棄却等の必要な手続きを行う。

監査対象所属	県土整備部 建築住宅課	
監査対象期間	平成26年度	
監査実施日	平成27年7月16日、8月21日	謹じた措置
監査の結果		
(指導事項) 5件 (収入3、物品1、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①県営住宅使用料 過年度分 352,506,868 円 平成26年度分 27,000,490 円 合計 先数 1,131件 379,507,358 円 ②県営住宅駐車場使用料 過年度分 509,500 円 平成26年度分 1,034,000 円 合計 先数 188件 1,543,500 円 ③県営住宅破損賠償金 過年度分 先数 27件 546,235 円 ④無断退去者の退去修繕費 過年度分 先数 17件 1,380,750 円 ⑤県営住宅明け渡し不履行損害賠償金 過年度分 先数 4件 1,849,366 円	1) (今後の対応策等) ①県営住宅使用料 県営住宅使用料の未済については、督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6カ月の者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めていく。また、平成24年度からの取り組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を引き続き実施する。 長期滞納者については、平成16年12月議会から原則、議会毎に新への提起を行い、「滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。(平成21年度からは知事専決となり、議会へは報告となっている。)平成26年度からは、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を9ヶ月以上から6ヶ月以上として取り組んでいるところであり、今後においても更なる対象月数の短縮に努める。また、平成25年度より、従来の民間債権回収

2) 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定め	<p>会社では出来なかった、督促、回収業務も委託内容に含めた県営住宅退去者滞納家賃等回収業務を弁護士に委託していく。再任用職員も配置して格段強化などを実施する中で、債権回収に取り組み。時効の援用がなされた債権については、適正に不納欠損処理を進める。</p> <p>②県営住宅駐車場使用料 滞納者に対しては、督促状の発付や滞納整理ローラー作戦の実施等により、滞納の解消に努めていく。平成24年度からの取り組みとして、滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を引き続き実施する。</p> <p>今後も、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めると、厳正に対処する。</p> <p>③県営住宅破損賠償金 県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難であったが、追加調査を実施したところ、26年度までに27名中6名の所在が確認でき、そのうち4名は平成27年8月末に時効の成立により債権が消滅したため、不納欠損処理を行い、2名については現在納付指導中である。残りの21名については引き続き所在調査を行う。</p> <p>④無断退去者の退去修繕費 無断退去したことから、債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難であったが、平成25年度に実施した調査により、当時の対象者36名中、19名の所在を確認し平成26年度までには19名の滞納が解消されている。 残りの対象者17名に対し、債務者、連帯保証人及び相続人に対する所在調査や納入指導を行うっており、平成27年11月末現在1名の滞納が解消され、残り16名のうち14名については納入指導中、他2名については債務者、保証人いずれも外国籍で所在不明のため継続して調査を行う。</p> <p>⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金 高額所得者等に対する明渡し請求にもかかわらず、退去に応じない者に対する損害賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明となるなど、回収が非常に困難であったが、平成25年度までに実施した調査により、5名の所在を確認し、1名は不納欠損処理済み、4名については本年度も納入指導中である。うち1名については死亡が判明したため、相続人について調査を行う。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 県営住宅使用料等の延滞債権管理簿の作成については、県営住宅使用料等の滞納件数が膨大であり、</p>
---	--

る様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。

3) 県営住宅使用料等及び県営住宅駐車場使用料等の収納事務委託について、地方自治法施行令第158条に定める告示が行われていなかった。

4) 賃借物品である県営住宅管理システム用機器一式について、再リースを行っているが、財務規則第168条に定める占有物品受入調査及び払出調査が作成されていなかった。また、宅地建物取引業免許事務等に関する端末装置等についても、占有物品払出調査が作成されていなかった。

5) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。

県営住宅管理システムにおいて滞納者の管理を行っており、このシステム台帳の様式が「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に準じていなかった。

(今後の対応策等)
県営住宅使用料等の延滞債権管理簿の作成については、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に準じて平成27年8月に県営住宅管理システムが更新されたので、延滞債権管理簿を作成し改善を行った。今後は、適正な事務処理に努める。

3) (発生原因の検証結果)
地方自治法施行令第158条に基づき告示すべきところ、担当者が熟知していなかったため、未処理だった。
(今後の対応策等)
指導後速やかに処理をし、平成27年8月6日付け山梨県公報第2532号で告示を行った。今後は適正な事務処理に努める。

4) (発生原因の検証結果)
当該賃借物品について、再リースを行う際に、財務規則第168条に定める占有物品受入調査及び払出調査の作成を失念していたため。
(今後の対応策等)
指導のあった物品については、指導後速やかに占有物品受入調査及び払出調査の作成を行った。今後は、年度末に払出調査の作成、年度当初には受入調査の作成を担当リーダー及び担当者双方で確認することなど、財務会計規則に則して適正な事務処理に努める。

5) (発生原因の検証結果)
「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」中、2 長期継続契約を締結「できる」契約とあり、必ず協議をしなければならぬものではないものと認識していたため、出納局長への協議が行われていなかった。
(今後の対応策等)
平成28年度の契約分から当該通知に則った取扱いを行う方向で進める。

監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所 (本所)
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年5月1日、7～8日、5月28日
監査の結果	謹じた措置
(指摘事項) 1件 (重点事項1)	1) (発生原因の検証結果) 点検対象設備が消火器、誘導標識及び誘導灯であったため、実務担当者が、6か月に1回の点検が必要な消防用設備であると認識せず、年1回の点検とされていた。

(今後の対応策等)
法令を遵守し6か月に1回の点検を行うこととし、平成27年8月21日と平成28年2月9日に点検を行った。
今後は、本所の総務担当者として施設管理の実務担当者でのチェックを強化する中で、消防用設備等の適正な保守点検を実施していく。

1) (今後の対応策等)
指導事項の各項目については、対応可能な項目は速やかに対応するとともに、継続的な対応が必要な項目は、改善に努めていく。今後は、事務処理ミス等の再発防止に向けた対策等を参考に、事務処理の適正化を図る。
平成28年1月末現在の未収金額は、下記のとおり。
①河川使用料
過年度分 3件 24,113円 (倒産1件、所在不明1件 (法人)、死亡1件 (個人))
平成24年度分 28,906円は納入済
平成26年度分 22,500円は納入済
②道路使用料
過年度分 8件 10,878円 (倒産3件、所在不明2件 (3件重複) (法人))
平成22年度分 2,333円は納入済
平成23年度分 15,120円は納入済
平成24年度分 1,400円は納入済
平成26年度分 864円は納入済
③工事契約解除前払金返還利息
過年度分 1件 34,356円 (倒産1件 (法人))
④延滞金
平成26年度分 50円は納入済
⑤納入 (用地買収代金の返還を求めたもの)
過年度分 1件 1,334,906円
5,000円は、平成27年12月1日納付済。
今後は返済計画に基づき、債権回収に努めていく。
滞納者への電話による催告や、戸口訪問を継続的にを行い、引き続き納入督促に努める。死亡した個人に対しては、相続人を調査し納入督促を行う。倒産した法人に対しては、破産管財人等に対し説明や督促を行い、所在不明の法人に対しては、法人登記簿や代表取締役の住民票取得により所在調査を行う。

2) (発生原因の検証結果)
荒川ダム管理事務所の浄化槽維持管理契約は、毎月点検を実施するのではなく「2か月に1回の巡回管理」及び「異常時点検」を予定していたが、契約金額の算出にあたり12か月×1か月単価としたため、点検条件と異なる内容となっていた。
(今後の対応策等)
浄化槽維持管理契約書の業務内容及び請求書内訳

(指導事項) 6件 (収入1、支出1、給与2、財産1、契約1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①河川使用料
過年度分 53,019円
平成26年度分 22,500円
合計 先数 5件 75,519円
②道路使用料
過年度分 29,731円
平成26年度分 864円
合計 先数 10件 30,595円
③工事契約解除前払金返還利息
過年度分 先数 1件 34,356円
④延滞金
平成26年度分 先数1件 50円
⑤納入 (用地買収代金の返還を求めたもの)
過年度分 先数 1件 1,339,906円

2) 荒川ダム管理事務所の「汚水処理施設維持管理及び清掃に関する委託契約書」において、管理費の内訳書に記載されている技術点検費等は1か月ごとの積算となっていたが、点検条件に記載されている作業内容と異なっていた。

<p>3) 職員の用地交渉手当について、誤って宿日直手当を支給していたため過払いとなっていた。</p>	<p>について、年間を通じた維持管理契約であることを明確にした変更契約を締結した。 今後は複数の職員で契約書類の内容確認を行い、適切な事務処理に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 勤務状況システムの特殊勤務手当を申請する際に、誤って種別を宿日直手当で申請したが、決裁者が気づかず承認してしまった。また、集計処理の際に、総務担当者も気づかなかった。 (今後の対応策等) 過払い対象の職員2名は、宿日直手当(4,200円)から正しい用地交渉手当(750円)を支給することとし、れい入等の事務処理を速やかに行った。 全職員に対し、勤務状況システムでの特殊勤務手当の申請時に、必ず種別等の申請内容を確認することを周知徹底した。また、今後は申請承認や集計処理の際に、決裁者、総務担当者が申請内容を相互に確認するなど、適正な事務処理を行う。</p>
<p>4) 雑部金の出納に誤りがあり、健康保険料及び厚生年金保険料の残高が過大となっていた。</p>	<p>4) (発生原因の検証結果) 社会保険料について、納入ごとに保険料と控除額を正確に把握しておらず、雑部金に係る諸帳簿とのチェックが十分に行われていなかった。 (今後の対応策等) 平成21年度から平成26年度分までの健康保険料及び厚生年金保険料については、支出証書類の調査を行い、納入ごとに控除額の確認を行った。徴収の誤りについては、対象職員への遷付等、必要な処理を速やかに行う。平成20年度以前の不明金については、出納局に処理方法を協議し、適正に事務処理を行う。 今後、毎月作成している社会保険料等の内訳表や雑部金受払簿を活用し、関係する諸帳簿とのチェックを複数の職員で行い再発防止に努める。</p>
<p>5) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 148筆 合計 150筆 平成26年度分 2筆</p>	<p>5) (今後の対応策等) 過年度分148筆は、相続人や共有者が多数であること等のため、権利者の登記承諾を得られず、未登記となつている。本年度中に約30筆は登記完了の見込み。平成26年度分2筆は、相続問題のある案件や権利者多数の共有地等について、登記承諾を得られず、未登記となつている。過年度未登記については、専従の嘱託職員を配置し、用地課長を正担当者とし、用地課担当職員1名を副担当者として、未登記処理の推進を図っている。平成24年度に、(社)山梨県公共福祉登記士協会等に委託し全ての未登記に関する事前調査を行っており、今後は、専門家の意見に基づき、登記可能なものは最優先で処理しながら、未登記の解消を図る。</p>
<p>6) 長期継続契約の対象となる委託契約</p>	<p>6) (発生原因の検証結果)</p>

<p>について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づき「出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>出納局の通知において、長期継続契約を締結できる契約の対象は「毎年4月1日から継続的に役務の提供を受けることを要するもの」としているが、役務の提供が2か月に1度のものもあり、協議してはなかった。実務担当者の理解不足であった。 (今後の対応策等) 荒川ダム管理所の浄化槽維持管理業務の委託契約について、出納局へ協議を行い、承認された。今後は、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用」通知に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
--	---

<p>監査対象所属 県土整備部 中北建設事務所 (東北支所) 監査対象期間 平成26年度 監査実施日 平成27年4月27～28日、5月26日</p>	<p>1) (今後の対応策等) 定期的に、債務者の所在、保有財産の有無等の調査を行った。引き続き調査を行い、全額収納に努める。</p> <p>2) (今後の対応策等) 過年度分を6筆登記処理等した。引き続き調査を行い、過年度未登記の筆数の縮減に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 一般県道原浅尾基崎線道路工事に於いて、破損箇所の変更には既存水路の取り壊しが必要不可欠であることを発注者・請負業者双方が認識していたことから、取り壊しを新規工種として記載しなかった。また、主要地方道茅野北庄基崎線外道路改良工事について、工期延期が提出されたことにより工期延期の手續きとなるため、工事打合簿を作成しなかった。 (今後の対応策等) 新規工種となるもの及び工期延期に関しては、必ず工事打合簿に明記するとともに、工事打合簿の作成が適切に行われるよう、所内で周知徹底を図る。</p>
<p>(指導事項) 3件 (収入1、財産1、工事1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先数 1件 1,145,556円 2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 212筆</p>	<p>3) 一般県道原浅尾基崎線道路工事に於いて、破損箇所の変更となる工事であるが、工事金額の変更となる工事は、工事打合簿に記載されていなかった。また、主要地方道茅野北庄基崎線外道路改良工事について、工期延期に係る工事打合簿が作成されていなかった。</p>

<p>監査対象所属 県土整備部 東建設事務所 監査対象期間 平成26年度 監査実施日 平成27年4月22～24日、5月28日</p>	<p>講じた措置</p>
<p>(指導事項) 5件 (収入2、財産1、物品1、工事1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p>	<p>1) (今後の対応策等) ①②とも納付書送付時には、法人が既に倒産ある</p>

<p>①河川使用料 過年度分 先数 1件 4,400円</p> <p>②工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息 過年度分 先数 3件 805,397円</p> <p>2) 道路使用料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発行が、納期限後20日以内に行われていなかった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 278筆 平成26年度分 35筆 合計 313筆</p> <p>4) 原材料品の管理について、在庫数量一覧表は作成されていたが、財務規則第243条に定める原材料品受払簿が作成されていなかった。</p> <p>5) 芦川河川工事において、設計書の積算内訳書に記載された交通誘導員の単価は交替要員なすとなっており、特記仕様書に記載されている交通誘導員の条件は交替要員ありとなっており、特記仕様書の記載に誤りがあった。また、交通誘導員の変更に係る工事打合簿が作成されていなかった。</p>	<p>いは事業を廃止している等、資力がない状況であった。</p> <p>① 代表取締役が行方不明であり、回収には困難を来しているが、関係機関と連携しながら督促を行っている。</p> <p>② 代表取締役が行方不明の者が多いので、回収には困難を来しているが、関係機関と連携しながら督促をしていく。また、代表取締役の所在が明かな者については、分納等を進める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 担当者が、道路使用料の収入状況の確認をしていなかった。 (今後の対応策等) 担当者と副担当で財務会計システム等で収入状況を確認し、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める納期限後20日以内を徹底する。</p> <p>3) (今後の対応策等) 過年度分の未登記は、相続等の権利関係、地図訂正及び古い抵当権の設定等の解決が困難であったため、所有権移転登記に至らなかったものである。平成26年度分の未登記は、年度末に契約したこと等により、年度内に登記処理を行うための時間が不足していたため、未登記となったものである。過年度分の278筆については、今年度中に24筆処理が完了する見込みである。今後も、過年度未登記処理方針に基づき、登記可能な分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。 平成26年度分の35筆は現時点で全て登記を終えた。今後は登記処理が年度をまたがないように、登記処理の支障となる課題等の早期解決を図り、契約が年度末に集中しないよう留意する。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 原材料受払状況表が原材料品受払簿に代用できるものと誤認していた。 (今後の対応策等) 平成26年度末の原材料品受払簿を作成し、現在、月毎に原材料の受払に応じた受払簿となっている。</p> <p>5) (発生原因の検証結果) 特記仕様書の作成時において、交通誘導員に関する記述をしたものの、交替要員の有無に関するチェックを怠っていたため、設計書との齟齬が生じてしまった。 (今後の対応策等) 特記仕様書の作成にあたっては、設計書の内容と整合しているかのチェックを確実にし、適正な事務処理に努める。</p>
--	---

<p>監査対象所属 県土整備部 峡南建設事務所</p> <p>監査対象期間 平成26年度</p> <p>監査実施日 平成27年4月30日～5月1日、6月2日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 4件 (収入2、財産1、工事1)</p> <p>1) 収入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川使用料 過年度分 1,220,280円 平成26年度分 81,000円 合計 先数 4件 1,301,280円</p> <p>②道路使用料 平成26年度分 先数 2件 712円</p> <p>③工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 3件 673,466円</p> <p>④延滞金 過年度分 94,690円 平成26年度分 22,810円 合計 先数 3件 117,500円</p> <p>2) 富士川クラフトパークの占用許可に係る指令書において、「使用料は1,376円」と記載されており、使用料が年額であるのか月額であるのか明確になっていなかった。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (今後の対応策等) ① 平成26年度分については、1件81,000円のところ、72,000円の回収を行った。平成28年1月未現在の未収金は、次のとおりである。 過年度分：1,220,280円 平成26年度分：9,000円 過年度分については、引き続き、戸口訪問や電話連絡による督促を続けていく。回収見込みがない未収金については、「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づき、未収金処理の事務手続きを行っていく。 平成26年度分については、債務承認及び納付誓約書を作成したうえで、現在、分割納付中である。</p> <p>② 電力供給事業者及び電気通信事業者への納入通知書の発送は、各事業者の占用案件が多いため、出納局から納入通知書を発送した場合、各事業者において、占用案件を特定するのに時間を要することから、出納局で発行した納入通知書を事務所を受領し、各事業者に対して送付していた。このため、各事業者に納入通知書が届くのが遅くなり、納入期限までの納付が出来なくなっていた。このようなことから、納入通知書の送付については、事務所経由とせず、出納局から直接、各事業者へ送付する方法へと改善を図ったところである。</p> <p>③ 滞納者に対しては、今後も引き続き、納入を督促する通知を送付するとともに、継続的な戸口訪問を行い納付を催促するなどとして、債権の回収に努める。</p> <p>④ 過年度分の延滞金について、1件740円の回収を行った。平成28年1月末現在の未収金は、次のとおりとなっている。 過年度分：93,950円 平成26年度分：22,810円</p> <p>上記未収金については、債務承認及び納付誓約書を作成したうえで、現在、分割納付中である。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 指令書の作成に際し、複数年にまたがる占用許可の指令書を作成すべきところ、単年の占用許可の指令書で作成してしまった。 (今後の対応策等) 今後は、様式の誤使用を防ぐために、指令書の様</p>
---	--

<p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 779 筆 平成 26 年度分 17 筆 合計 796 筆</p> <p>4) 荒田砂防工事において、側溝工の床掘の段階確認に係る工事打合簿が作成されていなかった。また、段階確認表に側溝工の床掘の段階確認が記載されていなかった。</p>	<p>式ファイルに「複数年」「単年」のファイル名を記載し、様式の誤使用を防止する。また、占用許可台帳に「複数年様式」「単年様式」を記載して、継続の申請があつた場合には間違いが生じないように努める。</p> <p>3) (今後の対応策等) 平成 28 年 1 月末時点で、過年度分は 5 筆、平成 26 年度分は 13 筆を処理した。 今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、未登記の解消を図る。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 当初の施工計画には、段階確認項目として記載していたが、側溝工は擁壁工前面に設置するもので、床掘の工程はなく、擁壁工埋戻し工程の途中で作業していたことから、側溝工の床掘を段階確認項目から省略してしまつた。 (今後の対応策等) 今後は、各現場において、工事の進捗状況を施工者と相互に確認し合うとともに、復命時の工事打合簿には、次回の段階確認の項目と時期を明記するなど、監督員 3 名と現場技術員(委託)で情報等を共有し、同様の事務処理の誤りが発生しないよう努める。</p>
--	--

<p>監査対象所属 県土整備部 富士・東部建設事務所(本所)</p> <p>監査対象期間 平成 26 年度</p> <p>監査実施日 平成 27 年 4 月 20～22 日、5 月 26 日</p> <p>監査の結果</p>	<p>1) (今後の対応策等) ①については、平成 27 年 5 月 21 日に収納済。 ②、③の過年度分については、同一の債務者であり、現在裁判所において破産手続き中である。 ②、③については、今後も引き続き裁判所や破産管財人と連絡を取りつつ、債権回収に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 通勤経路の変更に伴う J R の 6 箇月定期の精算の際、6 箇月定期の解約で処理したが、区間変更であつたため精算額が相違した。 区間変更の計算方法を J R へ確認、計算したところ、10,074 円の返納不足が判明したため、該当職員に納付書を送付し、平成 27 年 5 月 22 日に返納不足分が納付された。</p>
--	--

<p>3) 非常勤嘱託職員に支払われた報酬からの社会保険料の控除額に誤りがあつた。</p> <p>4) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 637 筆</p>	<p>(今後の対応策等) 今後は、J R、各私鉄及びバス会社等の公共交通機関の規約を把握し、区間変更以外でも対応できるよう、複数の職員(担当、リーダー、次長)において各公共交通機関の規約の確認を徹底する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 平成 26 年 7 月に社会保険料の報酬月額が上がつたことにより、社会保険料の等級が改定されたが、7 月以降も改定前の等級を使用したため。 また、介護保険料非該当となる職員(65 歳以上)が 1 名発生したが、引き続き介護保険料を徴収していたため。 (今後の対応策等) 平成 27 年度も引き続き勤務している職員については、平成 27 年 5 月の報酬で調整を行った。 また、平成 26 年度末で退職した職員 2 名については、平成 27 年 5 月に返還及び徴収の手続きを行った。 再発防止に向け、社会保険料金額一覧表へ年齢、生年月日の項目を追加し、複数の職員(担当、リーダー、次長)での等級情報の確認を徹底する。 職員個人ごとの社会保険料控除額整理簿を作成し、毎月の等級情報と控除額の確認を徹底する。</p> <p>4) (今後の対応策等) 平成 3 年度より、未登記処理を行う非常勤嘱託職員 1 名を配置し、未登記原因の調査と解消を図っている。また、新たに用地買収を進めるに当たり、未登記土地の地権者やその相続人であつた場合には、用地交渉と併せて未登記の解消を図っている。 平成 23 年度からは、「過年度未登記処理方針」に基づき、実態を踏まえた過年度未登記の再調査を実施し、「登記可能」「登記保留」「登記対象外」に分類し、登記可能と分類されたものに集中して、未登記解消に取り組んでいる。 再調査においては、必要に応じて(社)公共嘱託登記士地家屋調査士協会及び(社)公共嘱託登記司法書士協会に調査委託し、意見を聴取している。 平成 27 年度は 39 筆(平成 27 年 12 月初旬現在)の未登記を解消した。 今後も引き続き、過年度未登記処理方針に基づき、未登記案件の解消を図っていく。</p>
---	--

<p>監査対象所属 県土整備部 富士・東部建設事務所(吉田支所)</p> <p>監査対象期間 平成 26 年度</p> <p>監査実施日 平成 27 年 5 月 7～8 日、6 月 3 日</p> <p>監査の結果</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>講じた措置</p>
---	----------------------------------

(指導事項) 4 件 (収入 1、財産 2、工事 1)

宿日直手当の不足分は当該職員に支給済み。申請時に防災危機管理操作成の宿日直業務操作でマニュアルの確認等を行えば、誤りは防ぐことができたと考えられる。会計課では再びこうしたミスが繰り返されることのないよう局内の周知徹底を図った。

監査対象所属	企業局 総務課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月23～24日、7月23日

監査の結果 講じた措置

(指導事項) 4件(支出3、契約1)	1) (発生原因の検証結果) 総務省通知に、「(注) 特別修繕引当金は1年以内の使用額を正確に算定できなかったため、全額を固定負債に計上することが通例」とあることから、全額を固定負債に計上した。 (今後の対応策等) 企業局財務規程上は、流動負債の特別修繕引当金に上記の(注)を定めず、「引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの」としてのことから、今後は1年以内の使用額を見込み、流動負債に計上する。
--------------------	--

2) 地方公営企業法施行規則第12条第2項において、「退職給付引当金は、企業職員に支給する退職手当に係る事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいい、当該地方公営企業において負担すべきものに限る。」と規定されているが、電気事業の退職給付引当金の要引当額の算定において電気職全員を算定の対象としており、退職手当について、一般会計との負担関係が書面により明確にされなかった。	2) (発生原因の検証結果) 退職手当の負担については、毎年度末、総務部人事課と企業局で在職年数の多い職員に対し、それぞれが負担するという確認を行っているが、退職給付引当金の引当では、在職年数にかかわらず、母屋である電気職及び企業技術員全員の分を計上している。 (今後の対応策等) 今後は、実際の退職手当の振分けと同様に、職員の在職年数により知事部局及び企業局が負担する職員について、人事課と確認を行ったうえで引当てを行う。 なお、振分けに関する明文化については、今後人事課と協議を行う。
---	--

3) 有料道路通行料及び駐車料金として資金前渡された経費において、講習手数料及び証明書手数料が支払われており、目的外のものに支払いが行われていた。 また、前渡資金精算書においても、目的外の支払いであることの確認がされておらず、そのまま精算されていた。	3) (発生原因の検証結果) 公営企業会計では両方とも科目が雑費であることから、誤って当該経費で支出してしまつた。 (今後の対応策等) 前渡資金精算書に当該支出の支出負担行功同いを添付するなど、チェック体制の強化を図る。
--	---

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 河川使用料延滞金 平成26年度分 先数1件84,550円 2) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 228筆 平成26年度分 10筆 合計238筆	平成26年度分(1件 84,550円)の河川使用料延滞金の収入未済については、納付され収入未済が解消された。 2) (今後の対応策等) 平成26年度分の未登記については、全て登記を完了した。 また、過年度分については「過年度未登記事務処理取扱要領」等に基づき、登記可能、登記保留及び登記対象外に分類の上、登記可能な案件から解消に向け処理を進めているところであり、今後とも早期解消に努める。 3) (今後の対応策等) 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの河川占用許可を平成28年2月8日に行い、不法占用の状態を解消した。
3) 河川使用料の収入未済に係る河川敷地について、河川法第24条に基づき河川占用許可が平成20年10月10日から平成23年3月31日までとなっていたが、その後の占用許可更新がされないまま河川敷地の占用が行われており、不法占用の状態となっていた。 4) 寺川河川工事及び数見川外砂防工事において、工期の途中から現場技術員を配置しているが、特記仕様書等に現場技術員に係る記載がされておらず、書面により請負業者に伝えていなかった。	4) (発生原因の検証結果) 現場技術業務対象工事については、その旨を特記仕様書に記載し発注することになっているが、チェックが不十分であったため、特記仕様書には記載されていなかった。 工事発注後に現場技術業務対象工事をする場合において、受注者に対して文書で通知することについて明確な基準がなく、口頭では伝達していたが文書による通知を行わなかった。 (今後の対応策等) 現場技術業務対象工事については工事発注時に、その旨が特記仕様書に記載されているかのチェックを行うとともに、工事発注後に現場技術業務対象工事をする場合については、受注者に対して工事打合せにより通知するよう所内で周知徹底し、再発防止に努める。

監査対象所属	出納局 会計課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年8月4日、9月7日

監査の結果 講じた措置

(指導事項) 1件(給与1)	1) (発生原因の検証結果) 防災危機管理宿日直の申請時に勤務状況システムで業務宿日直の選択入力をするべきところ、誤って通常の宿日直の選択入力を行いそのまま命令を受けていたことが支給不足となったことの原因である。 (今後の対応策等)
----------------	---

<p>4) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づき出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>4) (発生原因の検証結果) 山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について適切に理解しておらず、従前のとおり単年度契約を締結した。(今後の対応策等) 条例の趣旨を踏まえ、出納局と協議する。</p>
--	--

<p>監査対象所属 企業局 電気課</p>	<p>監査対象期間 平成26年度</p>	<p>監査実施日 平成27年6月23～24日、7月23日</p>	<p>監査の結果 講じた措置</p>
<p>(指導事項) 2件 (契約1、工事1) 1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づき出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>			
<p>1) (発生原因の検証結果) 担当者が山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について適切に理解しておらず、従前のとおり単年度契約を締結した。また、土木工事関係システムは、知事部局が一括して契約し、企業局が費用の一部を負担していたが、財政課から発注を分割するよう指図があり、企業局単独で発注した際に現在の契約となっていた。(今後の対応策等) 土木工事関連のシステムは、知事部局とシステム会社で開発し契約したものを利用しており、企業局が単独で長期継続契約を結ぶことは困難である。案件毎に条件が異なることから、単年度発注が必要なのは出納局と協議を行う。</p>			
<p>2) 朝穂堰浅尾発電所建設工事(電気・機械)において、地中配管などの段階確認に係る工事打合簿が作成されていないものがあり、木路嵩上げ工を追加した契約変更にあたっても変更施工計画書の提出がされていなかった。また、契約変更で追加された内容が山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスにて公表されているものと異なっていた。</p>			
<p>1) 請負業者に対して段階確認の打合せ簿を作成し提出するよう指図してきたが、口頭での確認で済ませたため工期内に書類での提出がなく打合せ簿が作成されなかった。 2) 公共事業ポータルサイトの表示は、土木工事積算システムの記載から自動で転記されるが、指摘のあった契約では特殊な積算を行っており、手入力での変更が必要なることを担当者が把握していなかった。(今後の対応策等) ① 今後は請負業者を十分に指導し、必要な書類を確実に提出させる。 ② 今後、特殊な積算を行う際には、土木工事積算システムと公共事業ポータルサイトの内容を確認する。</p>			

<p>監査の結果</p>	<p>(指導事項) 3件 (支出1、給与2) 1) 外部講師に支払った講師謝金について、所得税の源泉徴収税額に誤りがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 担当者に所得税法等の改正に係る理解不足があり、周囲のチェック機能も働いていなかったため、外部講師に謝金を支払う際、復興特別所得税の源泉徴収漏れがあった。(今後の対応策等) 直ちに甲府税務署と協議し、当該講師に了承を得て追加徴収し8月10日に未納分を納付した。制度改正等の情報を所内で共有し、再発防止に努める。</p>
<p>2) 給与担当者の給与等に係る資金前渡職員口座に対する認識がなく、通帳の管理が適切に行われていなかった。</p>		
<p>3) 非常勤嘱託職員及び臨時職員に係る社会保険料の控除額に誤りがあった。</p>		
<p>2) (発生原因の検証結果) 事務所の金庫を整理した際、他の不要な書類等と一緒に誤って通帳を廃棄してしまっただ。(今後の対応策等) 直ちに金融機関に通帳の再発行を申請し、6月2日に受領した。書類等の廃棄に当たっては、必ず複数人でチェックするよう職員への周知徹底を図った。 3) (発生原因の検証結果) 担当者に思い違いがあったことと、併せて周囲のチェック機能が働いていなかったため、控除金額に差違が生じた。(今後の対応策等) 過去3年間の社会保険料控除額と納付金額を精査し、8月末納付分までに控除額の過不足額を精算し、再発防止のため、所内のチェック体制を強化した。</p>		

<p>監査対象所属 企業局 宙吹川水系発電管理事務所</p>	<p>監査対象期間 平成26年度</p>	<p>監査実施日 平成27年5月19日、6月18日</p>	<p>監査の結果 講じた措置</p>
<p>(指導事項) 2件 (物品1、重点事項1) 1) 貯蔵品として購入した弱点ピン10本について、貯蔵品伝票に記載された単価と金額が相違していた。また、貯蔵品出納簿に購入した内容が記載されていなかった。</p>			
<p>1) (発生原因の検証結果) 貯蔵品購入の際、庫入伝票に契約金額を記載するところを誤って予定価格を記載してしまい、チェック段階でも気が付かなかった。また、貯蔵品出納簿への確認も徹底していなかった。(今後の対応策等) 直ちに、伝票の記載訂正を行うとともに、貯蔵品出納簿への記入を行った。今後は、事務取扱者及びチェックする立場のものが細心の注意を払い、同様な事務処理の誤りが起こらないよう再発防止に努める。 2) (発生原因の検証結果) 平成26年度の浄化槽維持管理委託の契約が7月</p>			

<p>監査対象所属 企業局 電気総合制御所</p>	<p>監査対象期間 平成26年度</p>
<p>監査実施日 平成27年5月28日、6月16日</p>	

<p>検が、前回の点検から3か月以上経過した後に実施されていた。</p>	<p>になつてしまつたため、平成25年度末の点検から、平成26年度最初の点検の間隔が3か月を超えてしまつた。</p> <p>(今後の対応策等) 今年度の浄化槽維持管理委託は、6月17日付けで契約を行い、1回目の点検を直ちに行つた。今後は、点検時期や維持管理委託の発注時期に十分注意し、点検間隔が3か月を超えないよう再発防止に努める。</p>
--------------------------------------	--

<p>監査対象所属 企業局 石和温泉管理事務所</p> <p>監査対象期間 平成26年度</p> <p>監査実施日 平成27年5月28日、6月18日</p> <p>監査の結果</p>	<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>温泉供給収益収入 過年度分 12,725,671円 平成26年度分 4,770,574円 合計 先数 44件 17,496,245円</p>
	<p>1) (今後の対応策等) 個人利用者については、経済的な困難及び滞産相続等の問題、旅館・ホテル、民間企業等については、経営状況等によることと思われる。 未納者に対しては、督促、催告、訪問等することにより、未収金の徴収を行った結果、平成28年1月末日現在で、温泉供給収益収入については、過年度分が106,538円、平成26年度分が3,806,997円の未収金を徴収した。 また、過年度分の112,116円については、不納欠損処理を行った。 今後も継続して未収金の回収に努める。</p>

<p>監査対象所属 教育庁 学校施設課</p> <p>監査対象期間 平成26年度</p> <p>監査実施日 平成27年7月10日、8月17日</p> <p>監査の結果</p>	<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。</p>
	<p>1) (発生日原の検証結果) 運用通知で長期継続契約の対象業務と定められている業務について、通知と異なる扱いをする場合は出納局長への協議が必要と定められていることを担当者が理解していなかつた。 (今後の対応策等) 当該委託業務について出納局長と協議し平成28年度契約から長期継続契約とすることとした。また、運用通知を供覧して事務手続きが適切に行われるよう課内職員に周知徹底を図るとともに、当該委託業務書類に運用通知を添付して再発防止に努める。</p>

<p>監査対象所属 教育庁 義務教育課</p> <p>監査対象期間 平成26年度</p>	
--	--

<p>監査実施日 平成27年7月10日、8月17日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 地域連携子どもと親と教師のための教育相談事業における相談員の報酬費及び旅費について、相談員が死亡したため、新たに相談員を委嘱し業務を行つていたが、勤務実績の確認がなされておらず、誤つた支出命令が行われていた。</p>	<p>1) (発生日原の検証結果) 相談員の死亡により新たな相談員が委嘱されたが、事業担当者による勤務実績の履行確認(検収)が適切に行われず、かつ支払担当者へ連絡を怠つていたため、債権者を変更しないままに誤つた支出命令が行われた。 (今後の対応策等) 本人死亡による預金口座凍結のため、口座支払不能となつたものについて、新たに委嘱されていた相談員と亡くなつた相談員の法定相続人である妻に対して、年度内に正しい報償費・旅費を支払つた。 今後、勤務実績の履行確認をしっかりとすることにより、課内会議において周知徹底した。 また、事業担当者として支払担当者との連絡を密にし、検収においては、相互に確認し合い、再発防止に努める。</p>

<p>監査対象所属 教育庁 高校教育課 (新しい学校づくり推進室)</p> <p>監査対象期間 平成26年度</p> <p>監査実施日 平成27年7月6日、8月17日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
--	--------------

<p>(指導事項) 3件 (収入3)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 12,774,200円 平成26年度分 408,800円 合計 先数 46件 13,183,000円</p> <p>②地域改善対策高等学校奨励学資金 返還金 過年度分 19,740,767円 平成26年度分 325,034円 合計 先数 30件 20,065,801円</p> <p>③定時制課程等修学奨励金返還金 過年度分 先数 8件 714,000円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 3つの奨学金ともに、貸付者の住所が特定できなかったり、経済状況が厳しく返済が困難な状況が背景に存在する。 また、地域改善対策高等学校奨励学資金については、昭和41年に進学奨励事業が創設されて以来、給付型の奨学金制度である時期が続き、昭和62年10月から、貸付型に切り替つた経緯があり、返済義務があるにもかかわらず、給付されたものと誤認している例も見受けられ、返済への理解が得られていない状況もある。 本年度調査分については、期限までに納入がない者に対しては、文書による督促や電話連絡等により納入を促し、また、過年度調査分についても、電話連絡等により納入を催促するなどして、未収金を減らす努力を継続して行う。</p> <p>2) (今後の対応策等) 地域改善対策高等学校奨励学資金については、奨学金借入証明書が提出されていない者に対して、借入証明書提出するよう催促しているところであり、今後も借入証明書について、交渉などにより提出を促していく方針である。</p> <p>3) (今後の対応策等)</p>
--	--

<p>れている債権のうち2件について貸付を確認できる書類が保存されていなかった。債権額 合計 433,000 円</p>	<p>教育奨励資金貸付金の台帳作成に使用した過去のデータを全て拾い出すなどとして、当該2名分の債権の情報について検索しているところである。他の2つの奨学金関係の過去のデータも含めて、当該貸付が確認できる資料等がないか調査を進めているところであるが、未だに内容確認ができていない状況である。今後も引き続き、保存書類や保存データの調査等を一層進め、未回収回収のための調定手続きができるよう努める。</p>
--	--

<p>監査対象所属 教育庁 社会教育課</p> <p>監査対象期間 平成26年度</p> <p>監査実施日 平成27年7月13日、8月17日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>(指導事項) 3件 (収入1、財産1、重点事項1) 1) 山梨ことぶき勤学院学習費(過年度分)に710,000円の収入未済があった。</p>	<p>1) (今後の対応策等) 収入未済になっている710,000円については、山梨ことぶき勤学院の基本学習費として県に納入するため県東教育事務所で保管していた現金が亡失したものであり、平成23年5月31日に同所から日下部警察署に被害届を提出し、警察による捜査が行われている。 当該現金の亡失は盗難による第三者の不法行為である可能性が高いことから、捜査の進展により犯人が見つかつた場合は、その者に対し、民法の規定による損害賠償責任を求めらる。 2) (発生原因の検証結果)(今後の対応策等) 借地契約書は、自動更新になっており書面を取り交わす行為がないこと、また台帳確認作業の際にチェックが行き渡っていなかったことが、「借受財産移動報告書」の作成を失念する原因となつた。指導後は直ちに移動報告書を提出した。 今後は財産台帳の借受期間をよく確認し、期間満了前に「借受財産移動報告書」を作成し提出することを徹底する。また、担当内で複数目でのチェック体制を確立し、再発防止を徹底する。 3) (発生原因の検証結果)(今後の対応策等) 事務処理の遅滞から、消防計画どおりに実施できなかった。指導後の本年度第2回点検については計画どおりに実施した。 今後は、法で定める6か月ごとの点検周期に留意し、年間行事予定表等を用いて執行に漏れがないように努める。</p>
<p>2) ハケ岳少年自然の家ほか2か所に係る借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていないものがあつた。</p> <p>3) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過した後に実施されていた。</p>	

監査対象所属	議会事務局
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年8月5～6日、9月7日

<p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (支出1) 1) 政務活動費に係る交通費の燃料代について、1km未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てて計算することとなっているが、端数が生じたまま合算していたため、過大に計上されていた。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 1km未満切り捨ては承知していたが、大量の書類と審査項目の中で今回審査漏れが生じてしまった。 (今後の対応策等) 過大計上した分については、収支報告書の修正書類が提出され、元々発生していた残余と過大計上分を併せ、正当な金額の精算処理(返還)を既に行つた。 再発防止の方策としては、審査マニュアルに、留意事項として記載し、審査の際には職員間で共有し、注意を払うとともに、職員に対しては、この項目に限らず、誤った記載や誤った計上の発生防止のため、収支報告書作成・提出の際に、「政務活動費の手引き」の内容の再確認を依頼する。</p>
--	--

<p>監査対象所属 警察本部</p> <p>監査対象期間 平成26年度</p> <p>監査実施日 平成27年7月27～28日、8月21日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>(指導事項) 4件 (収入3、契約1) 1) 自動販売機の設置を目的とした家屋貸付料について、調定が遅延していた。(合計 3,869,328円)</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 調定に関するスケジュール管理が不十分であったことや、担当以外の職員によるチェックがなされていなかった。 (今後の対応策等) 毎月に行うこととされている収入事務について、収入項目及び納期を記載した「調定向け一覧表」を年度当初に作成し、毎月、調定向けの作成状況を事務担当者が確認するとともに、担当者以外の職員によるチェックを行うことによつて、再発防止に努める。 2) (今後の対応策等) 継続的に滞納処分を視野に入れた所在調査、電話、随戸訪問等を行い徴収に努めた結果、5件65,000円が納付された。(平成28年1月末現在) 今後も引き続き、債務者への催告、財産等の状況及び所在調査等を実施し、未収金の早期回収に努める。 3) (発生原因の検証結果) 調定に関する手続きについて、担当職員以外のチェックが不十分であったことから、納入通知書の発送が遅延したものを。 (今後の対応策等) 今後は、同様の事務ミスを起こさないよう職員に周知徹底するとともに、チェック表による所属内チ</p>
<p>2) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 放置違反金 過年度分 90,000円 平成26年度分 65,000円 合計 先教 155,000円</p> <p>3) 自動販売機の設置を目的とした具有財産土地賃貸借契約に係る土地賃付料について、契約書には、県が発行する納入通知書にて各年度の年額を毎年度4月30日まで納入するものと規定されているが、納入通知書の発送が遅延し、5月になつたことから、</p>	

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年四月二十八日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
ホストコンピュータ 一式
- 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間
平成二十九年一月一日から平成三十三年十二月三十一日まで
- 4 借入場所
山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部情報管理課

三 一般競争入札の参加資格

- 1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 3 平成二十八年度のおける物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十八年山梨県告示第二百二十五号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた

エック体制を強化し、再発防止に努める。

4) (発生原因の検証結果)

運用通知等の内容が職員に周知徹底されていなかったことにより、出納局長への協議が行われなかった。

(今後の対応策等)

指導後、速やかに出納局と協議を行い、半年度契約について承認を受けた。

今後は、運用通知等に基づく事務手続きが適切に行われるよう、職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。

当該納期限までに納付されていないものがあつた。(合計 83,666 円)

4) 長期継続契約の対象となる委託契約について、半年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。

者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があつた場合に
あつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者と
みなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規
定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。
ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その
者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあって
は、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十
二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第
二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてそ
の役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者である
こと。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目
的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談
役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執
行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認
められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人で
あること。

（一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
（二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
つた日から起算して二年を経過しない者
（三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の
六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者で
あつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

（四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本

部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二二二 〇一一〇
2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十八年五月十六日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）
を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の1の交付
場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所
平成二十八年六月十日（金）午前十時三十分 山梨県防災新館二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所
平成二十八年六月九日（木）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情
報システム企画・指導担当（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁
目六番一号）に必着すること。

5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の百分の八に相当す
る額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切
り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者
であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百分の八に相当する金
額を入札書に記載すること。

6 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違
反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札
その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）
第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者で
あつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低
価格をもつて有効な入札を行つたものを落札者とする。

五 その他
1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければな
らない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十八年五月三十日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課 電話〇五五 二二二 〇一一〇

Summary
1 Nature and quantity of the products to be procured
Computer Systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network, 1Set

2 Date and time for tender
10:30AM June 10, 2016

3 Bureau in charge
Information System Planning and Direction Section, Information Management Division,
Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police
Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan
TEL 055-221-0110

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年四月二十八日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量
ID管理システム 一式

2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間
平成二十九年一月一日から平成三十三年十二月三十一日まで

4 借入場所
山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部情報管理課

三 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十八年山梨県告示第百二十五号)の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。

ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

(一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

(四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二二二 〇一一〇

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十八年五月十六日（月）までの山梨県の休日定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の1の交付

場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所
平成二十八年六月十日（金）午前十一時 山梨県防災新館二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所
平成二十八年六月九日（木）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号、以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つたものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十八年五月三十日（月）までの県

の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならぬ。

5 契約書作成の要否

要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課 電話〇五五 二二二 〇一一〇

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network, 1Set

2 Date and time for tender

11:00AM June 10, 2016

3 Bureau in charge

Information System Planning and Direction Section, Information Management Division,
Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police
Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586, Japan
TEL 055-221-0110

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年四月二十八日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

KAシステム用端末 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十九年一月一日から平成三十三年十二月三十一日まで

4 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部情報管理課

三 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十八年山梨県告示第百二十五号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
- 13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。
 - （一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - （二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - （三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
 - （四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 四 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二二二 〇一一〇
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十八年五月十六日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の1の交付場所において交付する。
 - 3 入札及び開札の日時及び場所
平成二十八年六月十日（金）午前十一時三十分 山梨県防災新館二階聴聞室
 - 4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所
平成二十八年六月九日（木）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情

- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号、以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つたものを落札者とする。
- 五 その他
 - 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十八年五月三十日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - 5 契約書作成の要否
要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課 電話〇五五 一一一 〇一一〇

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network, 1Set

2 Date and time for tender

11:30AM June 10, 2016

3 Bureau in charge

Information System Planning and Direction Section, Information Management Division,

Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police

Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan

TEL 055-221-0110

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番